



令和8年度 武蔵村山市

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金のご案内



はじめに

武蔵村山市では、幼児教育の振興を図るため、幼児を私立幼稚園等（認可幼稚園、認定こども園の教育部分、幼稚園類似の幼児施設）に通園させている保護者の方に、入園料、保育料等を補助いたします。

補助を受けるためには申請が必要となりますので、このパンフレットをご覧の上、電子申請又は別途申請書にて申請してください。

1. 補助金を受けられる方

幼児（園児）及びその保護者が、以下のすべてに当てはまる場合に、支給の対象となります。

（１）幼児が私立幼稚園等に在園する園児であること（市外の幼稚園も対象です。）。

（２）園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

満3歳児	令和 5（2023）年 4 月 2 日	～ 令和 6（2024）年 4 月 1 日生※
3歳児	令和 4（2022）年 4 月 2 日	～ 令和 5（2023）年 4 月 1 日生
4歳児	令和 3（2021）年 4 月 2 日	～ 令和 4（2022）年 4 月 1 日生
5歳児	令和 2（2020）年 4 月 2 日	～ 令和 3（2021）年 4 月 1 日生

※1 満3歳の誕生日を迎えた園児。 満3歳児クラスが認可されている園に限ります。

※2 学校教育法第18条の規定により就学させる義務を猶予又は免除された保護者の児童についても対象となります。

（３）園児及びその保護者（申請者）が武蔵村山市内に在住し、かつ住民登録がなされていること。

（４）園児及びその保護者（申請者）が同一世帯であること。

※ （例）園児の扶養者である父が単身赴任中の場合、園児と一緒に暮らしている母が保護者（申請者）となります。

（５）保護者（申請者）が園児の入園料、保育料等を私立幼稚園等に納入していること。

※ （１）及び（５）については、在園する私立幼稚園等の確認が必要となります。

市から直接、私立幼稚園等に確認いたします。

2. 補助金の内容

武蔵村山市に住民登録があることが交付条件となります。

保護者の世帯の住民税の課税状況（所得区分）により、月を単位に補助額を交付します。

年度途中に入園・退園・転入・転出された方は原則、日割りで交付します。

補助対象経費については、以下のとおりです。

経費(保護者の負担)	補助金		私学助成園（新制度未移行幼稚園）	
	特定教育・保育施設（新制度移行園・認定こども園）		都補助対象分	市補助対象分
保育料※1（未移行園のみ対象）	×	×	○	
入園料※1	×		×	
特定負担額※2（特定教育・保育施設）	○	○	○	○
その他納付金※2（新制度未移行幼稚園）				
施設維持費				
教材費				
整備費				
給食費※3	×		×	

※1 新制度に移行している幼稚園や認定こども園（教育認定）を利用している方は、無償化によって利用料の負担が0円となっています。

新制度未移行園の保育料及び入園料は、月額25,700円を上限に無償化給付の対象です。

※2 「特定負担額」「その他納付金」は、園則に定めがあり、保護者が毎年徴収される費用をいいます。
なお、一部の園児を対象とするものや実費負担に当たるものは含みません。

※3 給食費のうち、副食費については年収360万円未満の世帯及び第3子以降（小学校3年生の子どもから数えて第3子以降）のときは、特定教育・保育施設では免除、新制度未移行園では別の補助金の対象となります。
対象世帯の方には、後日申請書を園を通じて配布する予定です。

3. 申請手続き

『令和8年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請（電子フォーム）』へ
右側の二次元コードよりアクセスし、必要事項を入力の上

令和8年7月31日（金）までに申請してください。

原則、電子での申請となりますが、電子申請を行う環境が整っていない等の事情により、
紙による申請を希望される場合は、お送りした申請書に必要事項を記入の上、
切手を貼って郵送又は子ども育成課の窓口までご提出ください。（記入例6～7ページを参照）

※電子申請には認証IDと認証キーの入力が必要です。同封しているお知らせをご参照ください。

※郵送の際は切手を貼って送付ください。

※幼稚園での回収はおこなっておりませんのでご注意ください。



【電子申請用】

【URL】<https://logoform.jp/f/6fkXG>

■提出書類

※※電子申請について、課税証明書等の添付書類は申請フォームにアップロードしてください。※※

1. 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書

（電子申請の場合は申請フォームへの入力となります。）

2. 課税証明書等・・・令和7年1月1日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方と、

令和8年1月1日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方は下記の提出が必要です。

令和7年1月1日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方

保護者・扶養者の状況	必要書類
令和7年1月2日以降に 武蔵村山市に転入された場合	世帯全員（注1）の令和7年度課税（非課税）証明書の原本 ※令和7年1月1日の時点で、住民登録のあった市区町村で発行されたもの ※所得・扶養人数・課税額・控除の種別及び金額のわかるもの （保護者（申請者）の被扶養者となっている方の証明書は添付不要です。）
単身赴任中等により、他の市区町村に令 和7年度の住民税を納めている場合	令和6年中（1月1日から12月31日まで）の給与所得証明書 （海外・国内全ての分）、又は給与所得を証明できるもの（原本） ※勤務先で発行されたもの（発行できない場合はご相談ください。） ※日本語に翻訳されたもの
令和7年1月1日の時点で 海外に在住していた場合	
横田基地に在住の方	Form W2 2024, Form W2 2025

※兄弟が在園しており、既に課税証明書を提出されている場合は不要です。

令和8年1月1日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方

保護者・扶養者の状況	必要書類
令和8年1月2日以降に 武蔵村山市に転入された場合	世帯全員（注1）の令和7年度と令和8年度課税（非課税）証明書の原本 ※令和7年度課税証明書・・・令和7年1月1日の時点で、住民登録のあった 市区町村で発行されたもの ※令和8年度課税証明書・・・令和8年1月1日の時点で、住民登録のあった 市区町村で発行されたもの
単身赴任中等により、他の市区町村に令 和8年度の住民税を納めている場合	※所得・扶養人数・課税額・控除の種別及び金額のわかるもの （保護者（申請者）の被扶養者となっている方の証明書は添付不要です。）
令和8年1月1日の時点で 海外に在住していた場合	令和6年中と令和7年中（1月1日から12月31日まで）の給与所得証明書 （海外・国内全ての分）、又は給与所得を証明できるもの（原本） ※勤務先で発行されたもの（発行できない場合はご相談ください。） ※日本語に翻訳されたもの
横田基地に在住の方	Form W2 2024, Form W2 2025

（注1）園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）

注意事項

- ・補助金の所得制限に使用する所得割課税額は、住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除、外国税控除の税額控除前の額を算定基準額とします。
- ・生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書（原本）をご提出ください。

※ 令和7年度と令和8年度の住民税の申告がお済みでない方についても、申告手続きが必要です。

※ 世帯全員（注1）の住民税額の確認が必要となりますので、配偶者及び扶養の状況も申告してください。

3. ひとり親世帯等を証明する書類（5ページ参照）

4. 満3歳児で預かり保育料の補助を希望する場合（年少・年中・年長クラスは対象外となります。）

・・・保育の必要性について分かる書類（4ページ参照）を申請書と合わせてご提出ください。

5. 委任状

・・・保護者（申請者）氏名と口座名義が異なる場合は提出が必要です。

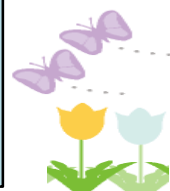
※その他、申請書記載の保護者と異なる方が窓口にて申請をされる場合も委任状の提出が必要となります。

※申請期限は、**令和8年7月31日（金）**です。

申請書の提出が遅れしまうと、補助金の支払いが遅延し、又は給付できない可能性があります。

途中入園又は転入等の事情がある方や、上記の期限に間に合わない方はご連絡ください。

令和9年2月26日（金）（最終期限）



4. 補助金の交付

- 補助金は原則として、申請者名義の口座に支給します。
- 振込前に『交付決定通知書』をお送りしますので、補助金額、振込口座等を確認してください。
- **前期分(4月～9月分)を11月下旬、後期分(10月～3月分)を翌年4月下旬に交付します(予定)。**

5. 基準額及び補助金額一覧

《注意》

・全所得区分、兄・姉の年齢に制限を設けず、その兄・姉から数えて第何子になるかで補助金額が決まります。ただし、その兄・姉は生計を一にするもの、すなわち、収入及び消費生活上の家計が同一であることが必要です。

・補助金は、令和8年度に支払った保育料等が上限となります。そのため、補助金が満額支給されない場合があります。補助金額が保護者の方が負担された保育料等の合計額を上回る場合は、保護者の方が負担された保育料等の合計額が補助金の補助限度額となります。



＜東京都補助分(月額)＞ ※保育料等の金額や入園時期によっては補助金が満額支給されない場合があります。

所得区分		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯及び 区分2のうちひとり親世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2	非課税世帯及び 区分3のうちひとり親世帯等	3,200円	6,200円	6,200円
3	市民税所得割額が 77,100円以下の世帯	1,800円	1,800円	6,200円
4	市民税所得割額が 211,200円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,600円
5	市民税所得割額が 256,300円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,000円
6	上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

※幼稚園類似の幼稚園施設に通園している方は、東京都補助分は対象外です。

＜市補助分(月額)＞ ※保育料等の金額や入園時期によっては補助金が満額支給されない場合があります。

所得区分に関係なく、月額4,600円が一律で支給されます。(副食費補助の月額1,000円も含まれます。)

※ただし、副食費が免除又は別の補助金の対象となる園児(1ページ2※3参照)は武蔵村山市補助分については月額3,600円となります。

東京都補助分と市補助分を合算した額が支給額となります。

例

父、母、兄(小学校5年生)、姉(5歳児クラス)、弟(3歳児クラス)が私立幼稚園に通う世帯の場合

◎ 所得区分3の場合

兄(小学校5年生)	⇒ 第1子
姉(5歳児クラス)	⇒ 第2子
弟(3歳児クラス)	⇒ 第3子

左のとおり数えるため、姉は区分3の第2子、弟は区分3の第3子となる。
つまり姉の補助額(月額)は6,400円(年間76,800円)となり、
弟の補助額(月額)は10,800円(年間129,600円)となる。

※ ただし、納入した保育料等の範囲内での補助となります。





満3歳児の預かり保育料が補助されます



補助の対象となる方（下記①～⑤すべてに該当する方）

- ① 武蔵村山市に居住・住民登録があり、園児と同世帯である。
- ② 園児の預かり保育料を負担している。
- ③ 保育の必要性（下記参照）が確認できる。
- ④ 課税世帯である。（非課税世帯の方は施設等利用給付の対象になります。）
- ⑤ 園児が満3歳児クラスに所属している。（満3歳児の誕生日を迎え、入園した月から対象です。）

(1) 補助金額 ※月ごとに、保護者の方が負担された預かり保育料と算定方法により求めた補助上限額を比較して低い額が支給額となります。

区分	補助単価（日額）	算定方法
令和8年度に満3歳に達する園児	450円	補助単価（日額）×預かり保育の利用日数

※補助限度額は月額11,300円までとなります。

※令和8年10月以降は、預かり保育の補助単価を改定予定です。

(2) 保育の必要性について 下記のいずれかに該当すること。

就労（外勤・自営・内職等） パートを含む	1か月当たり48時間以上の就労をしていること。
母親の妊娠・出産	母親が出産の前後であること（認定の対象となる期間は原則として出産予定月を挟む前後2か月の合計5か月間）。
育児休業	育児休業取得時にすでに預かり保育が必要な児童がいて、継続利用が必要であること（育児休業に係る子どもが満2歳に達する日の属する月の末日まで）。
疾病・負傷又は障害	児童の保護者が疾病若しくは負傷又は障害を有すること。
介護又は看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のために保育できないこと。
求職活動	日中の求職活動（起業の準備を含む。）を常態としていること（必要書類については市に直接ご連絡ください。）。
就学	職業訓練校・学校教育法に定める学校・専修学校等に在学し、勉学のため児童を保育できないこと（1か月当たり48時間以上の就学を常態としている）。
社会的養護が必要な場合	虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要であること



（HP番号：1021619）

・就労証明書はこちらからダウンロードしてください。

【自営業・業務委託・内職等の方】

①事業所やお店運営を確認できる書類と継続して働いていることが分かる書類（直近3か月分）、②3か月分の月間スケジュール表、③支給額がわかるものの写しの提出が就労証明書とあわせて必要となります。

【私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（満3歳児の預かり保育）】

【URL】 <https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kosodate/azukeru/1021612/1021619.html>



《ひと親世帯等の概要》

ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。）
- ② 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ③ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ④ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
- ⑥ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。）

上記②～④、⑥に当てはまる方の場合、それを証明する書類として申請書のほかに以下の書類が必要となります。書類は、申請書に添付するか、子ども育成課 保育・幼稚園係宛に直接お送りください。（添付書類のみ送付する場合は、幼稚園名と園児名が分かるメモ書きを付けて配達状況が確認できる方法でお送りください。）

保護者・保護者と生計を一にする世帯に属する者の状況	必 要 書 類
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し
③ 療育手帳の交付を受けた方	療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の氏名が記載されているページの写し
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し。令和8年度有効のものを提出してください。年度の途中で有効期限が切れた場合は、更新した手帳の写しの提出も必要です。
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し

ご注意ください

- ◎ 毎年申請が必要です。
- ◎ このパンフレットは武蔵村山市の私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金について説明したものです。他の自治体とは異なります。

市のホームページはこちら ⇒



【私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金】
(HP番号：1003751)

【URL】 <https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kosodate/azukeru/1021612/1003751.html>

※※その他の必要書類等はホームページからご確認ください。※※

《お問合せ先》

武蔵村山市 子ども家庭部 子ども育成課
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話: 042(565)1111 内線 183・197

訂正される場合には、必ず訂正箇所にて二重線の上、訂正印（申請書の同意欄と同一のもの）を押印してください。
※消えるボールペンは使用しないでください。

記入例

※ 申請用紙を利用するとき※

令和7年1月1日現在の住所（前期分）、
令和8年1月1日現在の住所（後期分）が市外の場合は、
転入前の都道府県と市区町村をご記入ください。

前年度と同じ口座を使用する場合は☑してください。

※ゆうちょ銀行の口座番号は、末尾を除く7桁となります。

※ゆうちょ銀行の場合も支店名の記入が必要になりますので、
ウェブサイト等で確認の上必ずご記入ください。

申請書が配られたあとに新入園児が
増えた場合、追記してください。

単身赴任等で別居をしている場合は、別居に○を付け、
学校名、幼稚園名等記入欄に別居先の住所をご記入
ください。

ひとり親世帯等（手帳保持者）、又は満3歳児の
預かり保育の補助を希望される場合は、該当に☑
をし裏面の該当箇所にて○若しくは必要事項を記入
してください。

申請者と同じ保護者氏名をご署名ください。

第1号様式（第6条関係） 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書					
保 護 者 （ 申 請 者 ）	フリガナ	ムラヤマ タロウ			
	氏 名	村山 太郎			
	住 所	東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1			
	電 話	042 (565) 1111 ※日中連絡の取れる連絡先を記入してください。			
就 園 幼 児	令和7年1月1日現在の住所	市 内 ・ 市 外	※市外の場合は、記入してください。		
	令和8年1月1日現在の住所	市 内 ・ 市 外	※市外の場合は、記入してください。		
	振込先 金融機関	ゆうちょ 銀行 農協 信金	〇〇ハ 本店 普通 支店	口座番号 1234567	口座名義 ムラヤマ タロウ
	前年度と同じ口座を使用する場合は☑してください。	現金預金	口座番号	口座名義	※申請者と同一右欄に記入。
園 就 園 児 は 除 く 。に す る 家 庭 の 状 況 （ 就 園 幼 児 の 生 計 を 一 に す る 家 庭 の 状 況 ）	フリガナ	氏 名	生 年 月 日	在籍する私立幼稚園等の名称、入園年月	学 年
	ムラヤマ イチロウ	村山 一郎	令和3年10月6日	〇〇幼稚園	(入園年月: R7 年 4 月)
	ムラヤマ イチカ	村山 一花	令和5年6月3日	同上 ☑	(入園年月: R8 年 6 月)
				満3歳・年少・年中・年長	
園 就 園 児 は 除 く 。に す る 家 庭 の 状 況 （ 就 園 幼 児 の 生 計 を 一 に す る 家 庭 の 状 況 ）	氏 名	園児との 続 柄	生 年 月 日	同居・別居 の 別	学校名、幼稚園名等 (別居の場合住所を記入)
	村山 太郎	父	昭和62年4月23日	同居・別居	
	村山 花子	母	平成元年5月14日	同居・別居	
	村山 和夫	兄	平成31年7月10日	同居・別居	〇〇小学校
園 就 園 児 は 除 く 。に す る 家 庭 の 状 況 （ 就 園 幼 児 の 生 計 を 一 に す る 家 庭 の 状 況 ）	1	ひとり親世帯等（裏面参照）に該当しますか。	該当	☐	
	2	満3歳に達する園児に係る預かり保育料の補助を希望し、保育の必要性があるに該当し	該当	☑	
	※該当する方は☑を入れ、裏面に必要事項を記入してください。				
	令和8年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付を上記のとおり申請します。また、交付決定後は上記口座に振り込んでください。 この申請に関し、私及び世帯全員の住民基本台帳、課税台帳及び生活保護受給状況等の公簿による確認、並びに幼児の私立幼稚園等在籍状況について必要な資料を関係機関から収集することに同意します。 本申請内容及び同意して得た情報を、補助金額の算定及び付帯業務のために市が利用することに同意します。 令和8年7月21日 武蔵村山市長 殿 保護者氏名 村山 太郎				
1 太枠内のみ記入してください。 2 令和7年1月1日現在の住所又は令和8年1月1日現在の住所が武蔵村山市以外にあった方は、令和7年度又は令和8年度税情報をマイナンバー制度による税情報連携により取得・確認させていただきます。ただし、必要に応じて市町村民税課税証明書等を添付していただく場合があります。 3 生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書を提出してください。 本申請書に記入した事項は、武蔵村山市子ども子育て支援システムに登録されます。 ＜ひとり親世帯等の方、満3歳に達する園児に係る預かり保育料の補助を希望する方は、裏面も御記入ください。＞ (日本産業規格A列4番)					

電子申請はこちらから



【電子申請用】
【URL】 <https://logoform.jp/f/6fkXG>

記入例

ひとり親世帯に該当する方は①に、そのほかの方は該当する番号に○を付けてください。

ひとり親世帯等について

保護者又は保護者と同一世帯の方で、以下に該当する方がいる場合は、該当する番号に○をつけてください。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。）
- ② 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ③ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
- ⑥ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他これに準ずる者として市長が認める者（在宅の方に限る。）

上記②から④まで及び⑥に当てはまる方の場合、それを証明する書類として以下の書類が必要となります。

書類は、申請書に添付するか、子ども育成課に郵送してください（添付書類のみ郵送する場合は、就園幼児の氏名と在籍する私立幼稚園等の名称が分かるようにし、配達状況が確認できる方法により郵送してください。）。

保護者・保護者と生計を一にする世帯に属する者の状況	必 要 書 類
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し
③ 療育手帳の交付を受けた方	療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の氏名が記載されているページの写し
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し。令和8年度有効のものを提出してください。年度の途中で有効期限が切れた場合は、更新した手帳の写しの提出も必要です。
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し

〈令和8年度に満3歳に達する園児に係る預かり保育料の補助を希望する方はこちらも御記入ください。〉

※市町村民税課税世帯で、入園日（満3歳に達する日の前日以降）から補助対象となります。

※市町村民税非課税世帯の場合は、本補助金とは別に、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

就園幼児の氏名	フリガナ	ムラヤマ イチカ	生年月日	利用開始希望日	令和8年6月2日
	氏名	村山 一花	令和5年6月3日		
	フリガナ		生年月日		年 月 日
	氏名		年 月 日		
	フリガナ		生年月日		
	氏名		年 月 日		

保護者の保育が必要な理由に☑を入れ、必ず必要書類を提出してください。

預かり保育の利用を必要とする理由等（該当する理由に☑を入れ	
父	☒ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 不存在（死亡・離婚・未婚・別居中・その他（ ）） （具体的な状況（介護・看護要件の方のみ具体的な状況について御記入ください。））
母	☒ 就労 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 不存在（死亡・離婚・未婚・別居中・その他（ ）） （具体的な状況（介護・看護要件の方のみ具体的な状況について御記入ください。））

添付書類

以下の中から該当する書類を添付してください。

1 就労されている方	就労証明書（保護者（父母それぞれ）一人につき1枚提出してください。就労内定の場合はその証明を受けてください。）
2 育児休業の方	育児休業期間（取得予定含む。）及び復職（予定）日の分かる就労証明書（保護者（父及び母それぞれ又はいずれか）一人につき1枚提出してください。）
3 出産前後の方（出産予定月を挟む前後2か月の合計5か月）	母子健康手帳の表紙と分娩予定日が分かるページの写し又は医師の診断書
4 保護者が病気の方	該当者の医師の診断書（当該疾病・負傷に保育が困難であることが記載されているもの）
5 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し（手帳番号、障害名等の本人確認ができる部分の写し） 交付を受けていない方…診断書
6 保護者が介護している方	介護・看護状況申告書及び介護が必要であることが分かる書類（診断書、介護保険証の写し等）
7 保護者が学校に在籍している方	在学証明書（入学予定の場合は合格通知書等の写し）及び時間割等
8 保護者が求職中の方	求職申込書兼誓約書（該当する場合は市へ御相談ください。）